

化学物質自主管理マニュアルについて

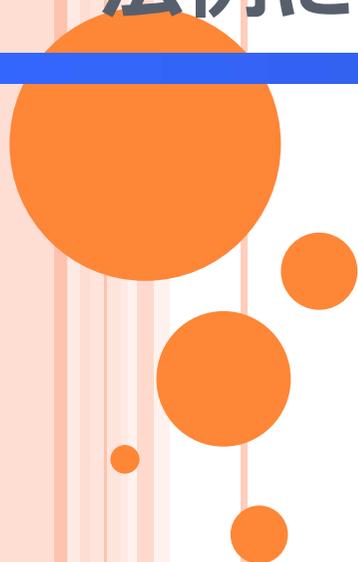
札幌市環境局環境都市推進部環境対策課
尾口 裕介

本日の内容

- 法例による化学物質の管理に係る届出制度
- 化学物質自主管理マニュアルの作成



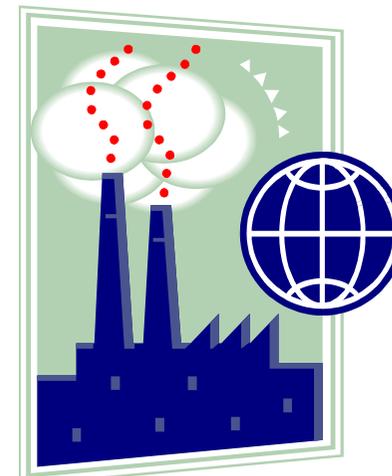
法例による化学物質の管理に係る届出制度



法・条例の制度（PRTR制度）

PRTR制度とは

・・・化学物質 排出・移動量 届出制度 の略称
(Pollutant Release and Transfer Register)



有害な化学物質が、どこから、どれくらい排出されたか、
あるいは移動したかを把握し、公表する制度。

化管法 (特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律)

市条例 (札幌市生活環境の確保に関する条例)

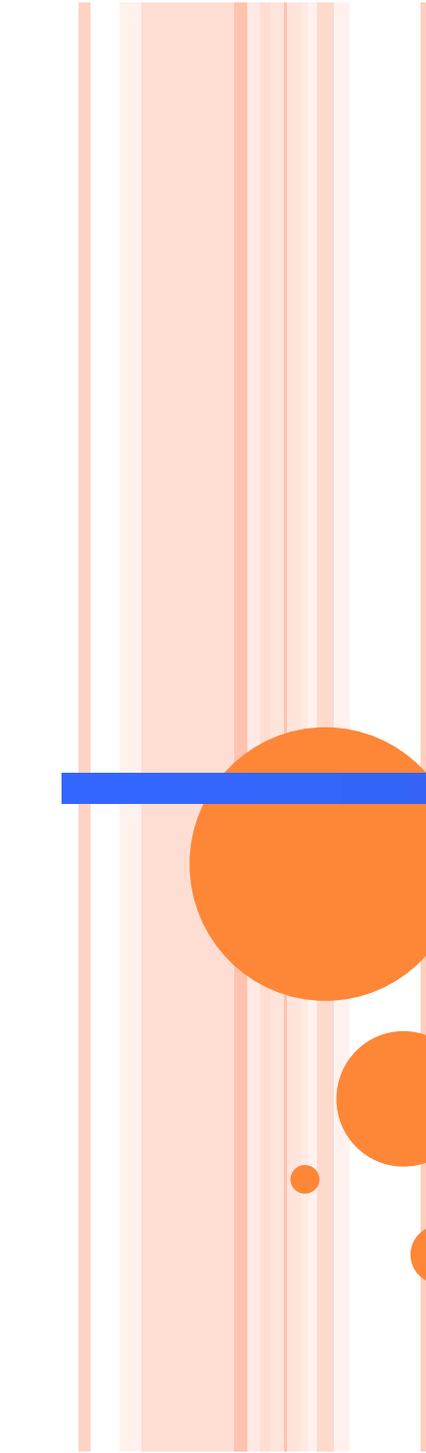
にて規定しています。



届出の種類と要件

	化管法による届出	市条例による報告	市条例による自主管理マニュアル
届出内容	化学物質の排出量		化学物質の取扱い
対象物質	第1種指定化学物質 (462種類)	特定管理化学物質(69種類)	
対象規模 (従業員)	国内の従業員数が 21人以上	札幌市内の従業員 数が10人以上	札幌市内の従業員数が 21人以上
対象規模 (取扱量)	対象物質を年間 1,000 kg以上※	対象物質を年間100 kg以上	
届出時期	毎年度4月1日から6月30日		届出対象となった時 マニュアル内容変更時

※特定第1種指定化学物質は500 kg以上



化学物質自主管理マニュアルの作成

化学物質自主管理マニュアルとは・・・

事業者様自身で化学物質の取扱いを決める

→化学物質管理の意識が高まる

問題点を見直しやすくなる

災害等の緊急時に迅速に行動できる

後継者への教育が簡素化される 等

記載内容

- ① 使用する化学物質の種類と目的
- ② 取扱いの工程
- ③ 管理方法
- ④ 事故・災害時の防止対策
- ⑤ 管理組織



※記載方法に規定はありません。

事業者様毎に使いやすいマニュアルを作成ください。

①使用する化学物質の種類と目的

ア 特定管理化学物質の種類と使用目的、使用・製造の規模量等

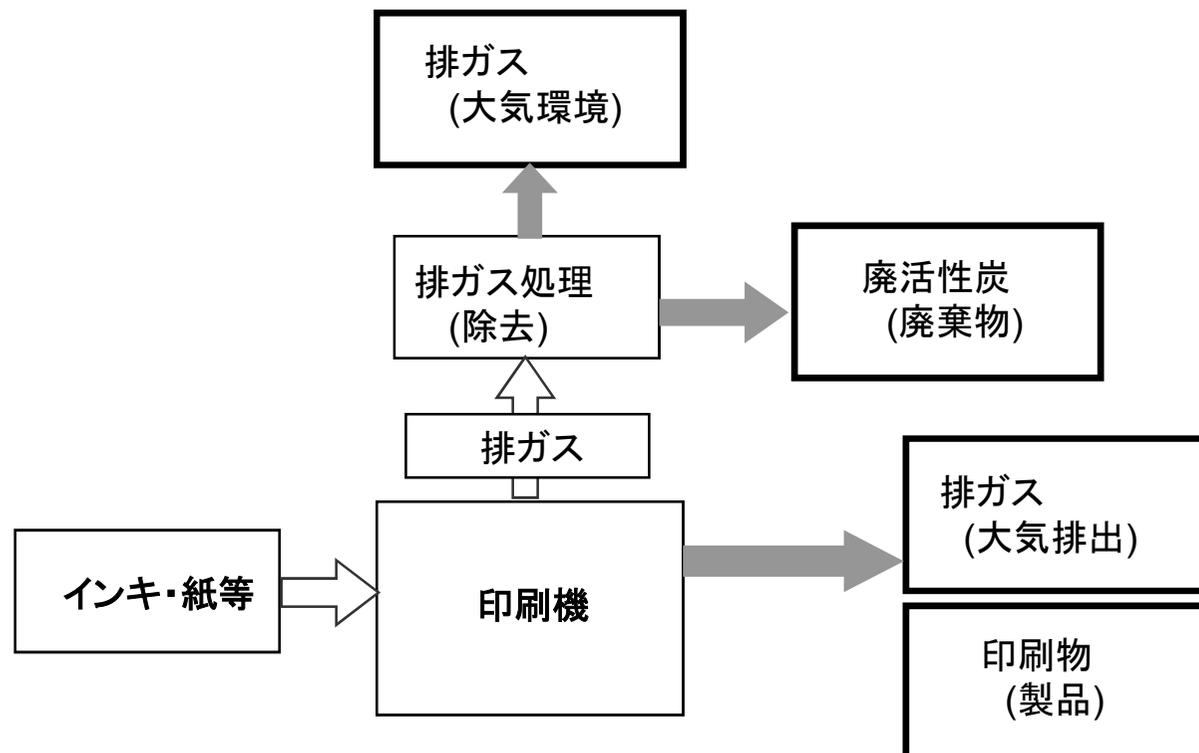
特定管理化学物質の番号	15	15	63	...
特定管理化学物質名	キシレン	キシレン	ベンゼン	...
使用目的	塗料の希釈剤及び溶剤	ガソリン成分	ガソリン成分	...
使用量(kg/年)	200	8,000	460	...
製造量(kg/年)	0	0	0	...
使用施設の能力・容積	保管庫2m ²	地下タンク10kL	地下タンク10kL	...
所管部局	印刷部	給油部	給油部	...

使用する化学物質の**種類**、**目的**、**使用量**、**製造量**等を記載下さい。

Point 化管法による届出や市条例による報告の様式に合わせた表を作成すると、届出の提出を判断する際に便利です。

②取扱いの工程

イ 特定管理化学物質の取扱工程



Point **図示化**することによって、化学物質の環境への排出量を減らす手掛かりになります。

③管理方法

化学物質の管理方法における記載事項

(ア) 排出防止方法

(イ) 排出状況の確認方法

(ウ) 使用量の把握方法

(エ) 保管方法

その他、化学物質の管理簿や出納簿の作成等、化学物質の管理に取り組んでいる事項があれば記載下さい。



③管理方法～排出防止方法、排出状況の確認方法～

ウ 管理方法に関する事項

(ア) 特定管理化学物質の排出を防止する設備等の内容とその保守管理について

a 排出防止設備の内容

- (a) 印刷機からの排ガスを活性炭吸着装置で処理
- (b) ペーパーリターン装置の設置

b 保守管理

- (a) 日常点検による運転状況の以上有無を確認
- (b) 定期点検による装置各部のゆるみ、漏れ、亀裂、腐食等の点検について
- (c) 定期点検による活性炭吸着効率の確認

(イ) 特定管理化学物質の排出状況の監視の方法

- a 排ガス排出口での検知管による濃度測定
- b 搬入時における受入ロスと給油時における給油ロスを算出

Point 出来るだけ具体的な方法を記載することで見直す際に参考になります。また、点検方法を記載することも重要です。



③管理方法～使用量の把握方法～

(ウ) 特定管理化学物質の使用量等の把握方法

a 使用量の把握

インキ、洗浄剤及びガソリンの年間使用量に対象化学物質の濃度を乗じて算出
年間使用量(L) × 比重 × 対象となる化学物質の含有率(%)

b 製品としての出荷量の把握

年間給油量(L) × 比重 × 対象化学物質の含有量(%)
インキ中のトルエン、キシレン、洗浄剤のトルエンは、全て気散する。

c 環境への排出量

大気への排出量(大気にしか排出されない)を求める。

d 大気への排出量

・インキ、洗浄剤中の対象化学物質
年間インキ及び洗浄剤の使用量(kg) - 活性炭吸着量(年間インキ及び洗浄剤の使用量 × 除去率)(kg)

・ガソリン中の対象化学物質
年間受入量(L) × 受入時排出係数 + 年間給油量(L) × 給油時排出係数

e 廃棄物としての移動量

・活性炭に吸着した対象化学物質
年間インキ及び洗浄剤の使用量(kg) × (活性炭除去率 - 分解率)

・廃インキ中の対象化学物質
年間廃棄量(L) × 対象物質含有率(%)

排出量等を報告する際の具体的な計算方法を記載してください。

③管理方法～保管方法～

(エ) 特定管理化学物質の保管の方法及びその量

貯蔵施設	特定管理化学物質名	容量・面積等
倉庫	キシレン(18L缶(溶剤用)) トルエン(18L缶(溶剤用))	40m ²
地下タンク (レギュラーガ ソリン用)	エチルベンゼン、キシレン、 1.3.5-トリメチルベンゼン、トル エン、ベンゼン	10KL
.....

(オ) その他の管理方法

a 帳簿類の整備

- (a) 化学物質出納帳(化学物質の使用量や購入量等を毎日記録)
- (b) MSDS管理簿(購入した製品のMSDSを綴る)
- (c) 取扱施設台帳(工場内の施設の場所や取扱工程、取扱物質等をまとめる)

b 排出量削減取組

- (a) 排出量削減計画を3年ごとに6月末までに作成する。
- (b) 毎年、排出量削減計画実施報告書を4月末日までにまとめる。
- (c) 3年ごとに排出量削減計画見直しを行い、6月末までに報告書をまとめる。

どのような場所に、何が保管されているのかをまとめておきましょう。

④事故・災害時の防止対策

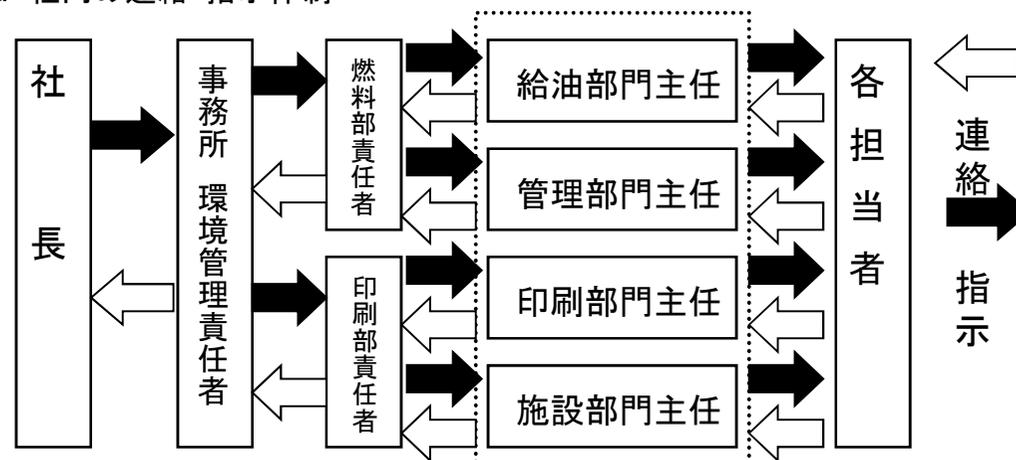
エ 事故災害の防止対策

(ア) 事故・災害の事前防止対策

- 自己事例等の情報収集(発生原因、被害)と分類整理...総務課資料室に常備
- 取扱施設の漏洩防止化
 - ・地下タンクに防油堤を設置
- 設置、設備、機器類、貯蔵庫の定期点検
 - ・年4回定期点検を実施し、その結果を点検簿に記載

(イ) 事故時の汚染拡大防止対策

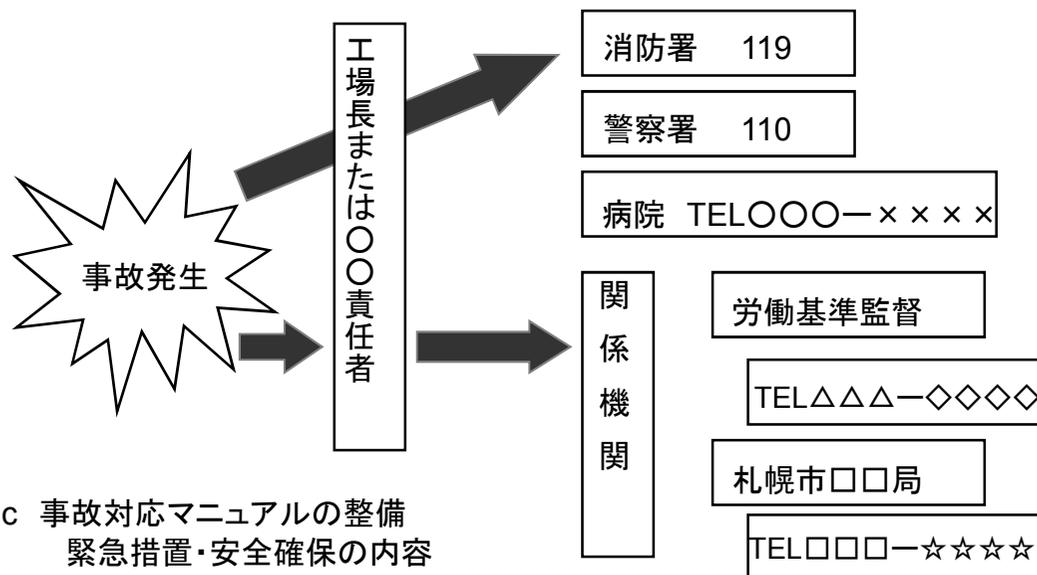
a 社内の連絡・指示体制



Point 定期的に防止対策を見直すことが重要です。

④事故・災害時の防止対策

b 緊急時連絡先



c 事故対応マニュアルの整備

- 緊急措置・安全確保の内容
- 関連施設の運転停止
- 停止手段
- 避難経路……………

日頃から連絡体制や対応マニュアルを把握しておきましょう。



⑤ 管理組織

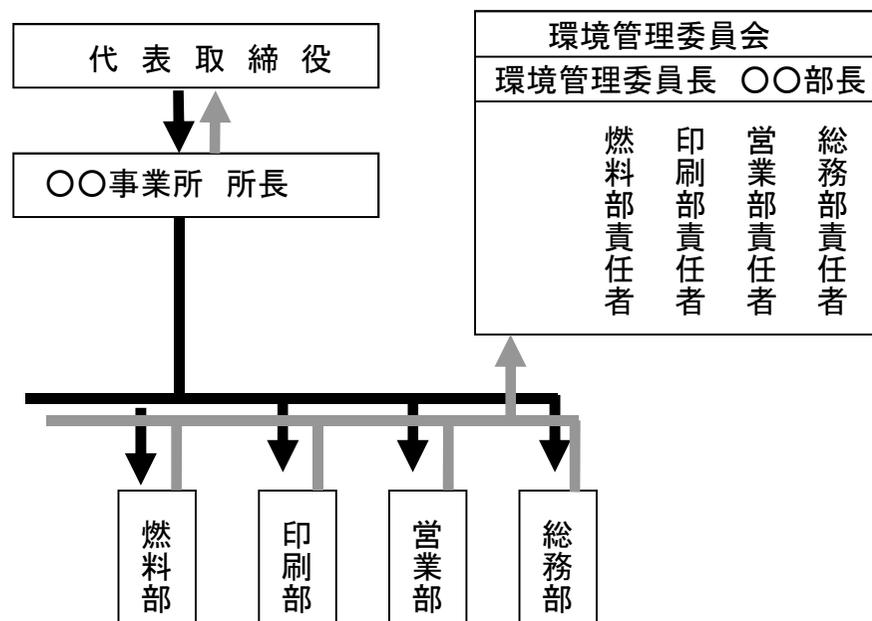
才 管理組織について

(ア) 管理組織の名称

「環境管理委員会」

委員長 ○○部長 △□ ×★

(イ) 管理組織図



指示系統や管理組織の位置づけの分かる組織図を作成し、各組織で担当する役割を付記してください。

⑤ 管理組織

(ウ) 従業員教育及び訓練の内容及び実施方法

a 個別教育及び訓練

印刷部及び燃料部の社員に対し、毎年4月取り扱っている化学物質についての安全教育、情報提供、事故処理の仕方について教育を行い、事故処理の仕方については、実施訓練を行う。

b 全従業員教育及び訓練

全従業員に対し、毎年5月に〇〇事業所で取り扱っているすべての化学物質の管理方法、緊急時の対処の仕方について教育を行い、毎年9月に応急処置など、事故時の対応について訓練を行う。

事業場で必要な従業員への教育及び訓練をいつ、どのような内容で、誰に対して行うかを具体的に記載してください。



化学物質自主管理マニュアル提出書の記載例

化学物質自主管理マニュアル提出書

(あて先) 札幌市長

平成〇〇年〇〇月〇〇

〒060-0001
 報告者 住所 札幌市中央区北1条西2丁目
 氏名 株式会社 さっぽろ
 代表取締役社長 札幌 太郎
 (法人にあつては、名称及び代表者氏名)

札幌市生活環境の確保に関する条例第84条の規定により、化学物質自主管理マニュアルを作成(変更)したので、次のとおり提出します。

事業場の名称	株式会社 さっぽろ 札幌支店		
事業場の所在地	〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目〇番〇号		
事業場において行われる事業が属する業種	業 種 名	業 種 コー ド	
	(うち主たるもの) 出版・印刷・同関連産業	1900	
	燃料小売業	5930	
常時従業員数	20人	全事業場の常時使用従業員数	25人
化学物質自主管理マニュアル	別 添 の と お り		
担 当 部	担 当 部 署 名 環境部 対策課		
※備 考			

様式は違いますが、報告書と記入事項はほぼ一緒です。

参考ホームページ

札幌市条例に基づく報告／自主管理マニュアルの提出について



札幌市条例に基づく化学物質排出量等の報告期間は、**毎年度、4月1日～6月末日**です。また、化学物質自主管理マニュアルの作成・提出が必要な場合があります。

～このページの目次～

1. [札幌市生活環境の確保に関する条例について](#)
2. [市条例による化学物質の排出量等の報告の概要](#)
3. [化学物質自主管理マニュアルの作成・提出について](#)
4. [届出の手引き](#)
5. [届出様式](#)
6. [提出窓口](#)

URL:

<http://www.city.sapporo.jp/kankyo/kagaku/jorei.html>



最後に

- 事業者の皆様のご協力により、対象化学物質の環境への排出量の削減が進んでいます。
- 今後とも化学物質の適正管理に努めていただくとともに、PRTR制度へのご理解をお願いいたします。
- 届出等についてご不明な点等ございましたら、下記連絡先までご連絡ください。

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課

TEL:011-211-2882

FAX:011-218-5108

E-mail:kankyo_taisaku@city.sapporo.jp

